一般財団法人日本ジャンプロープ連合

指導者規程

（目 的）

第１条　本規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下、JJRU という。）に会員登録し、インストラクター資格を有する者について、適正な行動と指導を行うことを目的として定める。

（インストラクターの資格と認定）

第２条　JJRU は、ジャンプロープ・スポーツの指導者育成を行い普及振興に努めるために、会員に向けたインストラクター制度を導入し、資格試験を実施する。

２　資格試験は、適正なジャンプロープ・スポーツの指導に伴う、技術、知識、倫理、救命救急等を行う基礎的なスキルの取得状況を採点し、合格者を選定する。

３　資格試験に合格した者は、登録手続きを経て、JJRU インストラクター資格が与えられる。

４　JJRU インストラクター資格を有する者は、JJRU 指導者として認定されたものとする。

（インストラクター資格の種類）

第３条　JJRU のインストラクターは、取得したインストラクター資格によって以下に区分される。

（１）　ダブルダッチインストラクター　PERSONAL

・ダブルダッチ指導者として必要な基本知識と技能を習得した者。

（２）　ダブルダッチインストラクター　TEAM

・ダブルダッチ指導者としてチーム全員が高度な知識と技能を有し、競技者の育成を担う者

（資格の期限）

第４条　インストラクター資格の有効期限は、会員資格同様に１年間とする。

２　会員資格の執行は、インストラクター資格も同時に失効する。

（養成と資格の更新）

第５条　インストラクター資格保持者は、適正な指導要領を維持するために、資格取得後２年間の間に更新講習を受けなければならない。以降も最新の指導要領を維持するために、２年毎に更新講習を受講するものとする。

（インストラクター資格の喪失）

第６条　JJRUインストラクター資格は、次の各号に該当する場合、その資格を喪失する。

（１）JJRU会員資格を失効した場合。

（２）インストラクター資格取得後に、インストラクター登録をしなかった場合。

（３）更新講習を受講しなかった場合。

（４）JJRUの各規程に違反または倫理的に不適当とJJRUが判断した場合。

（５）本人より、資格の返上等の申し出があった場合。

（倫理規程ガイドラインの遵守）

第７条　JJRUインストラクターは、JJRU倫理規程ガイドラインを遵守し、指導を行う。

２　JJRUインストラクターは、あらゆる差別または差別的行為を排除しなければならない。

（資格の適用範囲）

第８条　JJRUインストラクター資格の適用範囲は、以下の各号に該当するものに限る。

（１）一般的なジャンプロープ指導。

（２）JJRU会員への指導。

（３）JJRUがインストラクターに依頼する依頼先での指導。

（競技会等での公平性の原則）

第９条　インストラクター有資格者の指導は、競技等の公平性を担保するため、以下の各号に該当するものには適用されない。

（１）JJRU公認競技会等での優位性または優遇措置。

（２）JJRU公認競技会等での代表選手の審査や選考。

（インストラクターの指導責任）

第10条　インストラクターは、その指導に責任を持たなければならない。

（１）インストラクターは、指導上の責任を自己で負う。

（２）JJRUは、インストラクターの指導で発生した事故等の責任を一切負わない。

（インストラクターの義務）

第11条　インストラクターは、安全で安心な指導を行わなければならない。

（１）インストラクターは、指導時に会場や医療体制などの安全確認、準備運動等での怪我の防止、暑さや寒さ等現場環境に対応した指導方法の実施、イベント保険の有無などを確認した上で、自己と受講者の安全を担保し、適切な指導を行うこと。

（２）誰に対しても、指導を強要しないこと。

（３）公平・平等に指導をすること。

（４）誤解を避けるため、むやみに体に触れたりしないこと。

（５）更新講習に限らず、常に適切な指導を行えるよう学習し、努力すること。

（報告の義務）

第12条　インストラクターは、指導中に発生した事故や怪我等の事実をJJRU事務局に報告しなければならない。

２　JJRUは、報告を受けた事象を検証し、以後の指導で同様のことが起こらないよう対策を構築する。

（報酬等）

第13条　インストラクターは、JJRUが派遣を依頼した場合にJJRUから報酬を授受できる。

2　報酬は、JJRUが別途定めた規程に沿って支払われる。

3　源泉徴収税は、税法上の定めにより、JJRUが代理納税する。

4　JJRUは、JJRUが依頼した指導以外について、報酬の支払い義務を負わない。

5　JJRUは、JJRUが依頼した指導以外では、報酬について一切関わらない。

（協議）

第14条　諸処の問題等が生じた場合は、JJRUとインストラクター双方が協議の上、解決を図るものとする。

（改廃）

第15条　この規程は、理事会を決議を経て、改廃する。

附則　令和3年5月28日開催の理事会及び令和3年6月21日開催の評議員会において承認済み。令和 3 年 6 月 21 日制定・施行。